



# 式分方だより



ホームページアドレス <http://hachioji-school.ed.jp/nbkte/>

令和8年6月1日



## 子供たちの成長を促す移動教室

校長 清水 隆司

6年生が5月28日から30日に栃木県日光方面へ移動教室を実施しました。4月新たな人間関係を構築しながら委員会活動やたてわり班活動などの役割のある中、移動教室に向けて準備に取り組んできました。児童の成長を促す宿泊学習は当日だけでなく、当日までの取組を通して子供たち自身が実感を伴った成果を味わう場面だといえます。

### 移動教室で期待したい成果として

- 役割・協働 ○仲間づくり ○社会参画意識 ○責任感・達成感 ○感動体験
- 居場所づくり ○自己肯定感 ○自然や文化に触れる ○思いやり

移動教室は、これらの「学習の充実」「集団の成長」「個人の成長」が生み出される貴重な体験です。そして、通常の学校生活ではできない教育活動の時間が長いほど様々な効果が出てくるといわれています。例えば「自発的、自治的に行動しようとする」「すすんで自らの役割に取り組む」「相手のことも受け入れ、理解し合い、思いやるようになる」といったことです。我々教師は経験として移動教室後の児童の変化を感じています。

子供たちが学年でめあてを決め、班決めや係決めもそのねらいを柱にしていきます。もちろん途中で意見が合わなかったり、衝突を繰り返したり、また、準備不足で仲間に迷惑をかけ、そこから考えて学んでいく…一つ一つが大切な学びです。ねらいを意識した行動にこそ、集団生活、学校の仲間と行く価値となります。学校の通常の教育活動では体験しがたい価値といえます。

そして、移動教室での経験が今後の学級や学年での過ごし方に影響を与えることはいうまでもありません。30日学校に戻ってきた6年生の表情には出発の時とは違った充実感が感じられました！！

## 【お知らせ】

### 子供の安全を守るための学校の対応について

児童相談所が対応した件数の増加も報じられる中、子ども家庭庁が発足し、行政の対応もこれまで以上に重要視されています。我が子や近所の子供たちを愛し、慈しむことが、親或いは大人の感情だと思えます。しかし、ストレスの多い社会の中で、様々な要因から不幸な状況が起きてしまうことも事実です。万が一の対応としてお知らせします。

児童福祉法第25条では、要保護児童を発見した全ての国民は通告する義務があることが定められています。 通告・相談者の秘密は守られますし、内容について調べた結果、間違いや誤報であっても通告・相談者が責任を問われることはありません。さらに学校や保幼、学童、民生委員等、要保護児童を発見しやすい団体や人はより積極的に通告義務が定められており、本校としても、要保護児童を守るために以下の方策をとっています。

## 1 通告義務について

- ・要保護児童発見者には、関係機関への通告義務があります。(児童福祉法第25条)
- ・「虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に改正  
(H.16年 児童虐待の防止等に関する法律第6条)
- ・児童虐待を発見しやすい立場にある学校職員等は早期発見に努めなければならない。  
(児童虐待の防止等に関する法律第5条)

## 2 学校の対応

上記のように学校の教職員には、通告義務があります。次のような状況が児童の様子等に見られた場合に、通告することを原則とします。

(八王子市児童虐待防止対応マニュアル H.26年11月から一部抜粋と要約)

- 理由のはっきりしない傷やあざがあり、またそれをくりかえす。
- 性被害を受けている可能性がある。【警察への通報となります】
- 身体・服がいつも汚い。(長い期間、洗濯されていないなど)
- 夜間自宅に置き去りされたり、屋外に締め出したり車内に放置される。
- 食事を与えられていないと訴えがある。
- 保護者への強い拒否感・恐れ・おびえ・不安がある。
- いつも口汚くののしったり怒鳴り声でしかったり、叩いたりして寝ている。  
…など、暴力、心理的虐待の恐れがある行為

このような状況が見られた時、家庭・子供・学校の関係を大切に考え、通常は担任や校内担当者から、保護者に相談をもちかけることもあります。そこで多くは意思疎通ができ、解決できると考えています。しかし、児童が強い不安感を抱き、訴えがあった場合や生命に関わると判断した場合、また、それが繰り返される場合、子供が身の安全を恐れ学校から家庭への相談を頑なに拒否する場合は直接通告することになります。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

**各相談場所の連絡先をお知らせいたします。**

- ☆ 電話「189 (いちはやく)」
- ☆ 八王子市子ども家庭総合センター 042-656-8225 (土日祝、年末年始除く)
- ☆ 子ども家庭センター東浅川 042-661-0072 (日祝、年末年始除く)
- ☆ 東京都八王子児童相談所 042-624-1141 (土、日祝除く)
- ☆ 東京都児童相談センター(夜間・土日祝の緊急相談窓口) 03-5937-2330  
また、夜間・休日や緊急の場合は、警察(110番)通報をお願いいたします

## 6月の予定

日	曜日	全体の行事等	1年行事	2年行事	3年行事	4年行事	5年行事	6年行事	1	2	3	4	5	6
1	月	全校朝会 移動教室説明会※						振替休日	4	4	5	5	5	
2	火					プール			5	5	5	6	6	6
3	水	B時程 安全指導							5	5	5	5	5	5
4	木								5	5	6	6	6	6
5	金	学校公開→延期	セーフティ教室	セーフティ教室		代表委員会	委員会	租税教室 委員会	4	5	5	5	6	6
6	土	B時程 学校公開 道徳地区 公開講座→延期			セーフティ教室	セーフティ教室	セーフティ教室	セーフティ教室	4	4	4	4	4	4
7	日													
8	月	振替休業日												
9	火			プール					5	5	5	6	6	6
10	水	B時程 4時間授業 小中一貫教育の日							4	4	4	4	4	4
11	木	いいなタイム	歯科	歯科	歯科				5	5	6	6	6	6
12	金	集会				クラブ	クラブ	クラブ	4	5	5	6	6	6
13	土													
14	日													
15	月	全校朝会 一斉下校訓練	プール						5	5	5	5	5	5
16	火	読み聞かせ					移動教室 事前健診		5	5	5	6	6	6
17	水	B時程 4時間授業				環境学習			4	4	4	4	4	4
18	木				交通安全	歯科	歯科	歯科	5	5	6	6	6	6
19	金						移動教室		4	5	5	5	5	5
20	土						移動教室							
21	日													
22	月	全校朝会	プール			川の学習	振替休日		4	4	5	5		5
23	火								5	5	5	6	6	6
24	水	B時程							5	5	5	5	5	5
25	木	いいなタイム							5	5	6	6	6	6
26	金	集会				クラブ	クラブ	クラブ	4	5	5	6	6	6
27	土													
28	日													
29	月	全校朝会				川の学習 (予備)	プール		4	4	5	5	5	5
30	火					水道キャラバン			5	5	5	6	6	6